

●漁業災害補償法公示第10号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年2月18日

香川県知事 池田 豊 人

同意を得た加入区の区域及び漁業区分

（1）2号庵治区域

主として小型機船底びき網又はたこ縄を使用して営む漁業であって、才田の地区で営む漁業

（2）2号庵治区域

主として小型機船底びき網又はたこ縄を使用して営む漁業であって、浜の地区で営む漁業

（3）2号庵治区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、谷の地区で営む漁業

（4）2号庵治区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、王の下の地区で営む漁業

（5）2号庵治区域

主として小型機船底びき網、流しさし網又はたこ縄を使用して営む漁業であって、灘目の地区で営む漁業